

厚真町商工業経営強化促進補助金公募要領

1. 事業の目的

厚真町商工業経営強化促進補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、商工業者が自ら行う積極的かつ創意工夫を凝らした取組みに必要な経費の支援を行うことにより、商工業の育成、振興及び活性化を図る

2. 応募対象となる事業

公募する事業は、要綱第4条に定める事業とします。

なお、本補助金の補助対象になるかを事前に当課職員にご相談ください。

事業名	例	事業の実施期間
1 施設リニューアル事業 ・施設（営業用の店舗等）の増改築及び改修等を行うことにより経営強化につながる事業	・店舗の内装を一転させ、よりお客様が入りやすく、買い求めやすくしたい。 ・店舗の増築を行って、店舗規模を大きくしたい。	3年以内
2 新製品・新技術チャレンジ事業 ・新技術の試験、研究及び開発を行うことにより地域の活力を向上させる事業	・研究している製品の研究費用に充て、厚真町が活用できる製品を開発したい。	3年以内
3 ICT化事業 ・情報通信環境等をICT化することにより経営強化につながる事業	・社内システムの整備を行うためのシステム導入費用に充てたい。	3年以内
4 新分野拡大事業 ・厚真町内に事業所の拠点を設け、新規に新分野の事業を開始し、製品の製造及びサービス等を提供する事業	・事業拡大として運搬業を営んでいたが、飲食業と小売業にチャレンジしたい。	3年以内
5 特認事業 ・特に町長が必要と認める事業		3年以内

※上記、4に該当しますが、日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、公務及びこれ

に類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を必要とする事業を除きます。

※1 本補助金は、個人又は法人で、1度しか受けることが出来ません。

※2 法人登記等で団体の人格が変わった場合についても、代表者が同一であると判断できる場合は、申請することが出来ません。

※3 審査会にて認定かつ町長の承認があれば複数年度の事業執行が出来ます。

3. 応募者の要件

事業主体として応募できる方は、次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 厚真町内において、1年以上営業している中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定める中小企業者
- (2) 中小企業者のうち、個人事業者にあつては町内に住所を有している又は法人にあつては町内に事業所等を有している法人
- (3) 市町村税などの公租公課を滞納していない方
- (4) 厚真町商工業経営強化促進補助金審査委員会による事業計画承認を受けていること
- (5) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと
- (4) その他町長が適当と認めた方

4. 補助対象経費

補助対象事業によって対象経費が異なりますので、次の①から④をご覧ください。

共通事項

- 1 旅費は、厚真町旅費支給条例及び同施行規則に照らして適正と認められる経路による交通費及び宿泊費とする。

① 施設リニューアル事業

	経費区分	内容
1	工事請負費	<u>工事をするための費用</u> (例1) 事務所、店舗の建設費、改修費等
2	そのほか町長が必要	<u>上記に記載がない事項で、町長が特に必要と認める</u>

	と認めるもの	<u>もの。</u>
備考		
<p>新分野事業への拡大事業、厚真町起業化支援事業補助金、厚真町新規事業開発支援補助金及び厚真町特産品づくり事業補助金交付要綱第4条第1項第2号に定める商品化販路開拓支援事業の補助金の交付を受けた事業者（補助金の交付を受けた年度から5年を経過した者は除く。）並びに法人にあっては、資本金1億円を超えるものは対象外とする。</p>		

② 新製品・新技術チャレンジ事業

	経費区分	内容
1	報償費	<u>専門家や指導者等に対する謝金</u> (例1) デザインを作成する方への謝金
2	旅費	<u>事業や製品の営業・開発に行く際の旅費</u> (例1) 営業に行く際の自分の交通費 等
3	需用費 (ただし、食糧費を除く)	<u>印刷製本費や消耗品費、原材料費、資材費等</u> (例1) パンフレットの印刷代
4	役務費	<u>光熱水費及び通信費</u> (例1) ネット通信料 (例2) 水道料・電気料など
5	委託費	<u>分析外注費及びデザイン開発費等</u> (例1) ウェブサイトデザインの委託費 (例2) マーケティングの分析調査委託
6	使用料及び賃借料	<u>事業を営む上で必要な土地、建物、設備のリース費等</u> (例1) 事務所の使用料 (例2) レンタル設備の賃借料
7	備品購入費	<u>備品を購入するための費用</u> (例1) 製品製造のための機器購入費
8	そのほか町長が必要と認めるもの	<u>上記に記載がない事項で、町長が特に必要と認めるもの。</u>
備考		

③ ICT化事業

	経費区分	内容
1	委託費	<u>ホームページ作成等</u> (例1) ウェブサイトデザインの委託費
2	工事請負費	<u>W i - F i 環境の整備等</u> (例1) 事務所にネット環境の整備
3	備品購入費	<u>新たに購入するコンピュータ機器、ソフト及びシステム等</u> (例1) 会計業務のためのパソコン購入費
4	そのほか町長が必要と認めるもの	<u>上記に記載がない事項で、町長が特に必要と認めるもの。</u>
備考 新分野事業への拡大事業、厚真町起業化支援事業補助金、厚真町新規事業開発支援補助金及び厚真町特産品づくり事業補助金交付要綱第4条第1項第2号に定める商品化・販路開拓支援事業の補助金で整備した機器類等の更新は対象外とする。		

④ 新分野事業への拡大事業

	経費区分	内容
1	報償費	<u>専門家や指導者等に対する謝金</u> (例1) デザインを作成する方への謝金
2	旅費	<u>事業や製品の営業・開発に行く際の旅費</u> (例1) 営業に行く際の自分の交通費 等
3	需用費 (ただし、食料費を除く)	<u>印刷製本費や消耗品費、原材料費、資材費等</u> (例1) パンフレットの印刷代
4	役務費	<u>光熱水費及び通信費 (設立登記費含む)</u> (例1) ネット通信料 (例2) 水道料・電気料など
5	委託費	<u>分析外注費及びデザイン開発費等</u> (例1) ウェブサイトデザインの委託費 (例2) マーケティングの分析調査委託
6	工事請負費	<u>事務所及び店舗の建設費及び改修費等</u>

		<u>(例 1) 店舗を改修する費用</u>
7	使用料及び賃借料	<u>事業を営む上で必要な土地、建物、設備のリース費等</u> (例 1) 事務所の使用料 (例 2) レンタル設備の賃借料
8	備品購入費	<u>備品を購入するための費用</u> (例 1) 営業用のタブレット購入
9	償還金	<u>建物及び備品等の借入金の償還費</u> (例 1) 設備等の借入金の償還費
10	そのほか町長が必要と認めるもの	<u>上記に記載がない事項で、町長が特に必要と認めるもの。</u>
<p>備考</p> <p>新分野事業への拡大とは、日本標準産業分類大分類に区分される異なる大分類業種への事業を起業する事業者で、厚真町商工業経営強化促進補助金審査委員会設置及び運営に関する要綱に定める審査委員会で認められた者に限る。</p> <p>事業期間は、3年間以内とし事務所及び店舗等の建築及び改修等をする場合には、初年度のみとする。</p>		

⑤ 特認事業（特に町長が認める取組）

	経費区分	内容
1	特に町長が認める取組みの実施に必要なかつ適当と認める経費	<u>町長が特に必要と認めるもの。</u>
<p>備考</p>		

5. 補助率・限度額

事業区分	補助率	補助限度額	町長が別に定める区域の空き店舗を活用した場合の補助限度額
<u>施設リニューアル事業</u>	個人事業主又は資本金 1,000 万円以下の法人：1/2 以内	200 万円	250 万円

	資本金が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人：1/3 以内		
<u>新製品・新技術 チャレンジ事 業</u>	1/2 以内	200 万円	—
<u>I C T 化事業</u>	1/2 以内	200 万円	—
<u>新分野拡大事 業</u>	1/2 以内	200 万円	250 万円
<u>特認事業</u>	1/2 以内	200 万円	

6. 補助対象事業の決定方法

次のとおり審査委員会を経て補助対象事業を決定します。

	補助対象事業	審査方法
1	<u>施設リニューアル事業</u>	(1)担当職員によるヒアリング ※必要書類の確認等も含む。 (2)プレゼン審査（審査会） ※申請者の出席が必要です。 ※「7. 審査基準」により審査します。 ※審査会は概ね 20 分～30 分です。
2	<u>新製品・新技術チャレンジ事業</u>	
3	<u>I C T 化事業</u>	
4	<u>新分野拡大事業</u>	
5	<u>特認事業</u>	

7. 審査基準

申請のあった事業は、以下の審査基準で審査します。ただし、2. 応募対象となる事業で定める、1 から 3 及び 5 の事業と 4 の事業では審査方法は異なるのでご注意ください。

① 1 から 3 及び 5 の事業

- (1) 審査点は各項目 5 点満点とする。
- (2) 合格基準は、審査員全員の総計を平均し、15 点以上とする。
- (3) 審査会としての認定の可否は、ヒアリング終了後の総括で協議し決定

する。

評価項目	評価の観点（具体的例）
必要性	必要な増改築、改修か 必要な新製品・新技術の開発等か 必要な ICT 化の整備か
創意工夫性	事業に創意工夫が見られるか
実効性	遂行できる体制、スケジュールで取り進めに無理はないか
波及効果	地域商工業の振興・活性化が期待できるか
妥当性	事業実施による商工業経営・所得の向上等が見込まれるか

② 4の事業

(1) 審査点は各項目 5 点満点とする。

(2) 合格基準は、審査員全員の総計を平均し、18 点以上とする。

(3) 審査会としての認定の可否は、ヒアリング終了後の総括で協議し決定

評価項目	評価の観点（具体的例）
必要性	本事業の趣旨に則った適切なものであり、町内において必要性、重要度が高い業種か（不足業種か）
優位性	製品の製造及びサービス等に優位性を有しているか
実効性	遂行できる体制、販売戦略、市場分析、スケジュール、資金計画、活動実績等があるか
成長性	製品の製造及びサービス等が市場性・成長性を有しているか 本町の経済活性化及び雇用の創出が図られるか
波及効果	町内・町外の起業希望者の参考となり、それらへの波及効果をもたらすか
意欲・魅力	事業への取組み意欲があるか 経営者としての魅力があるか

注1 審査委員会の評価結果を受けて、町長が最終決定する。

8. 応募方法

応募しようとする方は、別に定める日までに以下の関係書類を作成し、厚真町産業経済課に提出してください。ただし、**2. 応募対象となる事業**で定める、1 から 3 及び 5 の事業と 4 の事業では応募方法は異なるのでご注意ください。

なお、過去に認定を受けた同一事業者等の再度の同一計画についての応募はできません。

(1) 提出書類

① 1 から 3 及び 5 の事業

提出書類	
1	厚真町商工業経営強化促進補助金認定申請書(様式第1号)
2	事業計画書(様式第2-1号)※プレゼン用資料等事業の内容がわかるように。
3	収支予算書(様式第3号)※根拠となる見積書の添付もお願いします。
4	町税等の状況同意書(様式第4号)
5	個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
6	その他町長が必要と認める書類 ※当課から指示がない限り不要とします。

※プレゼン資料等を審査員に配布するため、プレゼン用資料等のデータ提出を求める場合がありますので、ご理解ください。

② 4 の事業

提出書類	
1	厚真町商工業経営強化促進補助金認定申請書(様式第1号)
2	事業計画書(様式第2-2号)※プレゼン用資料等事業の内容がわかるように。
3	収支予算書(様式第3-1号)※根拠となる見積書の添付もお願いします。
4	町税等の状況同意書(様式第4号)
5	個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
6	その他町長が必要と認める書類 ※当課から指示がない限り不要とします。

※プレゼン資料等を審査員に配布するため、プレゼン用資料等のデータ提出を求める場合がありますので、ご理解ください。

(2) 申請期間

4月1日から翌年3月31日まで

	募集期間	審査会実施予定
第1期	4月1日から 4月15日	4月下旬
第2期	4月16日から 5月15日	5月下旬
第3期	5月16日から 6月15日	6月下旬
第4期	6月16日から 7月15日	7月下旬
第5期	7月16日から 8月15日	8月下旬

第6期	8月16日から 9月15日	9月下旬
第7期	9月16日から10月15日	10月下旬
第8期	10月16日から11月15日	11月下旬
第9期	11月16日から12月15日	12月下旬
第10期	12月16日から 1月15日	1月下旬
第11期	1月16日から 2月15日	2月下旬

※申込期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日を申込期限とします。

※事業が当該年度末(3月31日)までに完了するものだけを対象とします。

※申請書類等の一式を産業経済課経済グループにご提出ください。

(3) 提出方法

原則、産業経済課への持参とします。

データ等の提出を行う場合は、19問い合わせ先をお願いします。

9. 補助の決定

認定審査会終了後、事業が適当と認められる場合、審査結果通知書を送付します。

通知を受けてから事業を開始することが出来ます。

※認定日より前に契約、請求をされた案件については対象外経費となります。

その後、予算の措置ができた際に、補助金等交付指令書による補助の決定をします。

10. 補助事業の変更

補助の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が補助事業の内容に変更が生じる場合は、速やかに次の書類を提出し、承認を受けなければなりません。

提出書類	
1	補助金等変更承認申請書(厚真町補助等交付規則第9条様式)
2	事業変更の理由がわかる書類(任意様式)

※町は、変更理由が適正であると認める場合は、「補助金等変更指令書」により通知するものとします。

11. 実績報告

補助金決定者は、事業が完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

提出書類	
1	補助事業等実績報告書（厚真町補助等交付規則第13条様式）
2	事業報告書（様式第5号）※事業の成果がわかるように。
3	収支決算書（様式第6号）
4	補助対象経費に係る領収証等の写し
5	その他町長が必要と認める書類 ※当課から指示がない限り不要とします。

1 2 . 補助金額の確定

上記に掲げる実績報告書類の提出を受けて、内容が適当である場合は、「額の確定通知書」により補助決定者に通知するものとします。

1 3 . 補助金の支払い

補助決定者は、「額の確定通知書」により額の確定がされると、補助金の請求をすることができます。

その際は、請求書により補助金の請求を行ってください。

（概算払請求）

原則、清算払いとするが、事業の性質上、事業の完了前に補助金の概算交付を受けなければならない場合、町長が認める場合概算払をすることができます。

概算払を受けようとする補助決定者は、厚真町補助等交付規則第10条様式に定める「補助金等概算払請求書」及び交付決定後、速やかな支出が見込まれ、その内容および金額の妥当性が確認できる請求書、契約書または発注書の写しを提出して下さい。

また、複数年度の事業執行が認められたものは概算払いの対象外となりますのでご注意ください。

1 4 . 補助の取り消し・返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取り消しをすることができます。補助金の決定を取り消した場合、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業が補助の交付を受けた当該年度内に完了しないとき。

(4) その他町長が不適當であると認めたとき。

1 5 . 事業完了後の手続き

適切に事業が完了した場合は、継続事業として翌年の事業を認定したものとし、厚真町商工業経営強化促進補助金認定申請書の提出を行わず、補助金等交付申請書の提出を行うことができるものとする。

1 6 . 成果の発表等

町長は補助事業に係る事業の操業状況及び雇用状況等についての報告を求めることができることとする。また、町長は必要に応じて成果等の発表を行わせることができることとする。

1 7 . 専門家の経営指導等

町長は、必要に応じて事業者等に専門機関の経営指導等を受けさせることができるものとする。

1 8 . その他注意事項

- (1) 提出を受けた申請書類等は、返還いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業以外には使用しません。
- (3) 補助を受けた事業は、町が特産品 PR 等を行う際に紹介する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申請や審査に要する経費（書類の準備費用等）は、申請者の負担となります。
- (5) 申請した事業内容が、第三者の著作権等に損害を与えた等のトラブルが発生した場合、町は一切関与せず、申請者の責任とします。
- (6) 審査結果に対する個別の問い合わせにはお答えしかねます。

1 9 . 問い合わせ先

厚真町 産業経済課 経済グループ

電話 0 1 4 5 - 2 7 - 2 4 8 6 F a x 0 1 4 5 - 2 7 - 3 9 4 4

メール keizai@town.atsuma.lg.jp

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に旧厚真町商工業経営強化促進補助金公募要領の認定方法等の規定により認定された事業については、なお、従前の例による
(施行期日)
- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(施行期日)
- 4 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
(施行期日)
- 5 この要領は、令和8年4月1日から施行する。